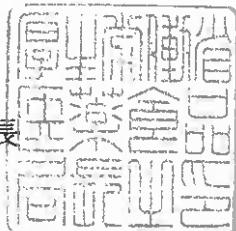


薬食発1228第1号
平成22年12月28日

各〔都道府県知事
政令市長
特別区長〕 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法施行規則第12条第1項に規定する試験検査機関の登録等について

標記については、薬事法施行規則第12条第1項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成16年厚生労働省令第61号。以下「登録省令」という。）により登録等に關し必要な事項が定められ、平成16年3月30日から施行されているところであるが、今般、制度の運用状況を踏まえ、より効率的な運用に資する所要の改正を行うこととして薬事法施行規則第12条第1項に規定する試験検査機関の登録に関する省令の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第132号。以下「改正省令」という。）が平成22年12月28日に公布され、平成23年2月1日から施行されるところである。

本改正の趣旨等については、下記のとおりであるので、業務の参考とされるとともに、必要に応じて貴管下関係業者への周知をお願いしたい。

なお、「薬事法施行規則第11条第1項に規定する試験検査機関の登録等について」（平成16年3月30日付け薬食発第0330023号厚生労働省医薬食品局長通知）は、廃止する。

記

第1 改正省令の趣旨

薬事法施行規則第12条第1項に規定する試験検査機関の登録制度の運用状況を踏まえ、所要の改正を行ったところ。今回の改正省令の内容は、次のとおりである。



登録は、6年ごとにその更新を受けなければその期間の経過によって、その効力を失うものであること。

- (1) 登録の更新の申請は、試験検査機関ごとに様式第2により申請すること。細菌を用いる試験検査は、理化学試験として申請すること。
- (2) 登録の更新の申請書の添付書類については、1.(2)に準ずること。

3. 登録の基準について

登録の基準として、試験検査に必要な設備及び器具及び人的要件並びに登録申請者の欠格要件が規定されていること。登録の更新の基準についても、同様であること。

- (1) 試験検査を行う事業所に別表に掲げる設備及び器具を備えていること。なお、医薬品の試験検査の業務以外の業務と設備及び器具を兼用する場合にあっては、医薬品の試験検査の業務に支障を及ぼさない範囲で行うこと。
- (2) 理化学試験を実施する場合は、薬剤師を、動物を用いる試験検査を実施する場合は、薬剤師であって、動物を用いる試験検査の業務に1年以上従事した経験を有する者を置くこと。
- (3) 動物を用いる試験検査の基準を満たしている者が理化学試験の業務を実施することは可能であること。
- (4) 登録申請者が次の欠格条項に該当しないこと。

- ① 薬事法その他薬事に関する法令又はこれに基づく命令に違反して刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であること。
- ② 登録省令第10条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。
- ③ 法人にあっては、試験検査の業務を行う役員のうちに①又は②のいずれかに該当する者があること。

なお、地方公共団体である場合にあっては、③に関して、申請者である試験検査機関の長について確認することとする。

4. 登録事項の変更の届出について

登録試験検査機関は、その氏名若しくは名称、住所、試験検査を行う事業所の所在地又は登録試験検査機関が行う試験検査の区分を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までにその旨を届け出なければならないこと。

- (1) 登録事項の変更の届出は、様式第3により行うこと。
- (2) 試験検査の区分を変更して、新たに動物を用いる試験検査を行う者にあっては、薬剤師免許証の写し及び動物を用いる試験検査の業務に1年間以上従事したことを証する書類等を添付すること。なお、動物を用いる試験検査の業務に1年間以上従事し

査機関の試験検査の項目を閲覧するための手続きを定めること。

- ③ 「職務上知り得た秘密を保持する事項」については、医薬品の承認内容など当該医薬品の製造業者の知的所有権に属するものを知り得た場合等に、その内容を保持する手続き等について定めること。

8. 帳簿の備付け等

登録試験検査機関は、帳簿を備え付け、登録省令第6条各号に該当する事項を記載し、これを最終の記載の日から3年間保存しなければならないこと。

9. 財務諸表等の備付け及び閲覧について

(1) 登録試験検査機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、5年間事業所に備えておかなければならぬこと。また、登録試験検査機関を利用して試験検査を行う薬局開設者その他の利害関係人は、登録試験検査機関の業務時間内は、いつでも、登録省令第11条第2項各号に掲げる請求をすることができる。

(2) 登録試験検査機関が地方自治体である場合について

登録試験検査機関が地方自治体である場合にあっては、財務諸表等に代えて事業報告書を作成し、備えておかなければならぬこと。

(3) 電磁的記録に記録された事項を紙面等に表示する方法について

登録省令第11条第2項第3号規定する「電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法」とは、電子ファイル等に記録された事項を印刷し、又はディスプレイ等に表示することをいうものであること。

(4) 電子情報処理組織を使用する方法について

登録省令第11条第2項第4号イ「送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの」とは、電子メールによる送信、ホームページからのダウンロード等の方法をいうものであること。

第3. 留意事項

1. 第1に記載する改正事項は、平成23年2月1日から実施することとされていることから、同日以降に厚生労働省に到達する届出は改正後の省令に従つたものとなるよう関係業者へ周知されたいこと。
2. 様式第1から様式第6並びに参考様式1及び参考様式2については、平成22年1月28日から使用して差し支えないこと。

(様式第2)

登録更新申請書

年月日

厚生労働大臣殿

住 所

氏名又は名称

法人にあってはその代表者の氏名 印

薬事法施行規則第12条第1項の試験検査機関の登録の更新を受けたいので、薬事法施行規則第12条第1項に規定する試験検査機関の登録に関する省令第1条第5項の規定により次のとおり申請します。

- 1 試験検査を行う事業所の名称及び所在地
- 2 更新に係る試験検査の区分（理化学試験・動物を用いる試験検査）

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 行おうとする試験検査の区分に○を付すこと。
- 3 薬事法施行規則第12条第1項に規定する試験検査機関の登録に関する省令第1条第6項に掲げる書類を添付すること。

(様式第4)

休止
業務届出書
廃止

年月日

厚生労働大臣殿

住所
氏名又は名称
法人にあってはその代表者の氏名 印

試験検査の業務の全部の休止について、薬事法施行規則第12条第1項に規定する試験検査機関の登録に関する省令第9条第1項の規定より次のとおり届け出ます。

- 1 休止しようとする事業所の名称及び所在地
廃止
- 2 休止しようとする年月日
廃止
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止の理由
廃止

(注意) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(様式第6)

業務規程変更届出書

年月日

厚生労働大臣殿

住 所

氏名又は名称

法人にあってはその代表者の氏名 印

業務規程の変更について、薬事法施行規則第12条第1項に規定する試験検査機関の登録に関する省令第5条第1項の規定により別添のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 1は、変更前及び変更後を対照して記載すること。

(参考様式 2)

実務経験証明書

現住所

(ふりがな)
氏名

生年月日

動物を用いる試験検査の従事経験履歴（内容及び年数）

以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏名

印